

契 約 書

最高裁判所ほかで使用する電気に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社F-Power（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書①～④（以下「仕様書」という。）により需給契約（単価契約）を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約及び仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

（契約の目的）

第1条 受注者は、仕様書に基づき、①最高裁判所、②司法研修所、③裁判所職員総合研修所、④最高裁判所和光別館で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約期間等）

第2条 契約期間及び契約金額は次のとおりとする。

(1) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 基本料金単価、従量料金単価（夏季（令和2年7月1日から同年9月30日まで）

従量料金単価及びその他季（令和2年7月1日から同年9月30日までを除く。）従量料金単価）及び予備線単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

別表①～④のとおり

受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者及び受注者が協議の上、価格を改定することができる。

(3) 予定総額 金168,370,664円

（うち消費税及び地方消費税額15,306,424円）

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（使用電力量の増減）

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力及び契約電力の変更）

第6条 第1条①から③について、契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、変更する。

2 発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払について発注者及び受注者が協議を行い、契約超過金の支払が適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を契約超過金として受注者に支払うものとする。

3 第1条④について、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需

要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第7条 計量日時は原則として毎月1日の午前0時とし、受注者は計量日に計量器によつて記録された値に基づいて使用電力量等を算定し、発注者の指定する検査職員による検査を受けるものとする。

2 受注者は、前項の規定による検査に合格したときをもつて業務を完了したものとする。

3 受注者は第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い遅滞なく手直しして、再度検査を受け業務を完了させなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

(料金の支払)

第9条 受注者は、第7条に定めた検査終了後、以下の方々で算出した金額を記載した支払請求書をひと月ごとに発注者に提出して請求するものとする。

(1) 当該月における使用電力量に第2条(2)に定める従量料金単価を乗じて得た従量料金

(2) 仕様書の契約電力に第2条(2)に定める基本料金単価を乗じ、(1.85 - 力率 / 100) を乗じた基本料金

(3) 当該月における使用電力量に当該月の燃料費調整単価を乗じて得た燃料費調整額

(4) 第1条④について、仕様書④の契約電力に第2条(2)に定める予備線単価を乗じた予備電力料金

(5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該月における使用電力量に当該月の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて得た額とする。

(6) 上記(1)から(4)までの合計金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額に消費税及び地方消費税額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。）を加算した金額及び(5)の金額の合計金額

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

なお、支払いは発注者があらかじめ受注者に通知した複数者から振込みを行うこととし、発注者はそれぞれの負担額を受注者に事前に通知するものとする。

(履行遅延の賠償)

第10条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかつたときは、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で、前項の場合においては、納入が遅延した部分についての代価に対し、遅延日数に応じ民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で

それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、本契約の履行に関し知り得た発注者の業務上の秘密を他に漏らし、又は他目的に使用してはならない。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、業務終了後、種類、品質又は数量について契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第8条第2項又は第3項の規定に基づく検査完了後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(別途協議事項)

第13条 力率の調整方法及び停電にかかる割引等については、発注者及び受注者で別途協議を行い決定する。

(事情変更)

第14条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 発注者及び受注者は、本契約締結後、天災地変等著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 発注者又は受注者が、この契約書の条項又は仕様書に違反した場合（第5号を除く）ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 受注者が、検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 受注者が、詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 発注者が、著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することができないと認められる場合

(5) 発注者又は受注者が、民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、前項の規定に該当する者の負担とする。

(違約金)

第16条 前条の規定により契約が解除された場合には、発注者又は受注者は違約金として、当該日から契約期間満了までにかかる予定使用電力量に第2条(2)に定める契約金額（従量料金単価）を乗じて得た金額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当

するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する額のほか、予定総額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。

（損害賠償）

第19条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

2 第13条第1項の規定による事情変更の場合、又は第15条の規定による解除の場合の補償は発注者及び受注者が別途協議して定める。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。ただし、法令により取引を義務付けられている場合を除く。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第23条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第24条 発注者は、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、契約書第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第25条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要

求等」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものと除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 本契約及び約款に定めのない事項その他疑義のある場合には、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和2年4月1日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之

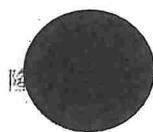


受注者 東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社F-Power

代表取締役

沖



(別紙)

仕様書①
(最高裁判所で使用する電気)

1 概要

- (1) 需要場所 最高裁判所（東京都千代田区隼町4番2号）
- (2) 業種及び用途 官公署

2 仕様

- (1) 供給電気方式 交流3相4線式
- (2) 供給電圧（標準電圧）22,000V
- (3) 計量電圧（標準電圧）415V
- (4) 標準周波数 50Hz
- (5) 電気方式 スポットネットワーク受電方式
- (6) 契約電力 1,450kW（契約上、原則としてこの数値を超えないものとする。）
- (7) 予定使用電力量 3,955,000kWh
- (8) 予定力率 100%（入札金額積算上の力率）
- (9) 月別予定使用電力量（kWh）

予定使用電力量	
令和2年4月	294,000 kWh
令和2年5月	294,000 kWh
令和2年6月	337,000 kWh
令和2年7月	363,000 kWh
令和2年8月	379,000 kWh
令和2年9月	326,000 kWh
令和2年10月	308,000 kWh
令和2年11月	315,000 kWh
令和2年12月	332,000 kWh
令和3年1月	341,000 kWh
令和3年2月	329,000 kWh
令和3年3月	337,000 kWh
契約期間使用量	3,955,000 kWh

3 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 電力量等の検針

- (1) 自動検針装置 有
- (2) 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- (3) 計量器
電力需給用複合計器（通信機能付精密級）
型式 三菱WP4E1-K16R 交流3相4線式 240／415V 5A 50Hz

計器定数 250 パルス／kW 秒, 250 パルス／キロバール秒

パルス定数 12,500 パルス／kWh (パルス記号 SV), 500 パルス／kWh (パルス記号 SW)

5 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

スポットネットワーク変圧器の1次側に最高裁判所が施設した断路器の電源側接続点

6 調達する電力の環境配慮条件

(1) 温室効果ガス排出削減の観点から、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式を採用する。

(2) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない場合は、参入日及び開示予定期（参入日から1年以内に限る。）を明示できること。

(3) (2)の開示方法（又は参入日及び開示予定期）を明示し、かつ、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の譲渡、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を評価して、70点以上であること。

(4) (1)の条件を満たした電力の供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(5) 供給電力について、契約期間中に(1)の適合条件の達成に影響のある施設変更等の事情が生じるときは、事前に最高裁判所に書面をもって協議を行うこと。

7 その他

(1) 契約電力の超過及び停電に係る割引については、契約者と協議の上決定する。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

(3) 非常用自家発電設備2台（750kVA）を有している。

(4) 時間ごとの電気使用量データを電子メール等により毎月提出すること。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額、消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(6) この仕様書に定めのない事項については、最高裁判所の指示に従うものとする。

(別紙)

仕様書 ②

(司法研修所で使用する電気)

1 概要

- (1) 需要場所 司法研修所（埼玉県和光市南二丁目3番8号）
- (2) 業種及び用途 学校・研究所（研修施設）

2 仕様

- (1) 供給電気方式 交流3相3線式
- (2) 供給電圧（標準電圧）6,000V
- (3) 計量電圧（標準電圧）6,000V
- (4) 標準周波数 50Hz
- (5) 電気方式 1回線受電
- (6) 契約電力 1,100kW（契約上、原則としてこの数値を超えないものとする。）
- (7) 予定使用電力量 2,226,000kWh
- (8) 予定期率 100%（入札金額積算上の力率）
- (9) 月別予定使用電力量（kWh）

予定使用電力量	
令和2年4月	105,000 kWh
令和2年5月	111,000 kWh
令和2年6月	125,000 kWh
令和2年7月	174,000 kWh
令和2年8月	285,000 kWh
令和2年9月	255,000 kWh
令和2年10月	236,000 kWh
令和2年11月	243,000 kWh
令和2年12月	280,000 kWh
令和3年1月	145,000 kWh
令和3年2月	142,000 kWh
令和3年3月	125,000 kWh
契約期間使用量	2,226,000 kWh

3 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 電力量等の検針

- (1) 自動検針装置 有
- (2) 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- (3) 計量器 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）

5 供給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

需要場所における司法研修所の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と司法

研修所の開閉器電源側接続点

6 調達する電力の環境配慮条件

- (1) 温室効果ガス排出削減の観点から、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式を採用する。
- (2) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない場合は、参入日及び開示予定期（参入日から1年以内に限る。）を明示できること。
- (3) (2)の開示方法（又は参入日及び開示予定期）を明示し、かつ、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の譲渡、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を評価して、70点以上であること。
- (4) (1)の条件を満たした電力の供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。
- (5) 供給電力について、契約期間中に(1)の適合条件の達成に影響のある施設変更等の事情が生じるときは、事前に最高裁判所に書面をもって協議を行うこと。

7 その他

- (1) 契約電力の超過及び停電にかかる割引については、契約者と協議の上決定する。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (3) 常用自家発電設備1台（250kVA）、非常用自家発電設備1台（500kVA）を有している。

なお、常用自家用発電機が検査、補修又は事故により停止した場合でも、不足電力は生じない。
- (4) 時間毎の電気使用量データを電子メール等により毎月提出すること。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額、消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、最高裁判所の指示に従うものとする。

(別紙)

仕様書 ③

(裁判所職員総合研修所で使用する電気)

1 概要

- (1) 需要場所 裁判所職員総合研修所（埼玉県和光市南二丁目3番5号）
- (2) 業種及び用途 学校・研究所（研修施設）

2 仕様

- (1) 供給電気方式 交流3相3線式
- (2) 供給電圧（標準電圧）6,000V
- (3) 計量電圧（標準電圧）6,000V
- (4) 標準周波数 50Hz
- (5) 電気方式 1回線受電
- (6) 契約電力 950kW（契約上、原則としてこの数値を超えないものとする。）
- (7) 予定使用電力量 2,521,000kWh
- (8) 予定力率 100%（入札金額積算上の力率）
- (9) 月別予定使用電力量（kWh）

	予定使用電力量	予定蓄熱電力量
令和2年4月	161,000 kWh	487 kWh
令和2年5月	177,000 kWh	9,079 kWh
令和2年6月	226,000 kWh	18,603 kWh
令和2年7月	271,000 kWh	35,150 kWh
令和2年8月	223,000 kWh	35,730 kWh
令和2年9月	236,000 kWh	27,634 kWh
令和2年10月	207,000 kWh	5,182 kWh
令和2年11月	195,000 kWh	486 kWh
令和2年12月	213,000 kWh	498 kWh
令和3年1月	226,000 kWh	506 kWh
令和3年2月	214,000 kWh	462 kWh
令和3年3月	172,000 kWh	504 kWh
契約期間使用量	2,521,000 kWh	134,321 kWh

3 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 電力量等の検針

- (1) 自動検針装置 有
- (2) 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- (3) 計量器 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）
- (4) 蓄熱式負荷設備 氷蓄熱57m³ 135,120kWh（昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。）

5 供給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

需要場所における裁判所職員総合研修所が施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と裁判所職員総合研修所の開閉器電源側接続点

6 調達する電力の環境配慮条件

(1) 温室効果ガス排出削減の観点から、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式を採用する。

(2) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない場合は、参入日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示できること。

(3) (2)の開示方法（又は参入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の譲渡、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を評価して、70点以上であること。

(4) (1)の条件を満たした電力の供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(5) 供給電力について、契約期間中に(1)の適合条件の達成に影響のある施設変更等の事情が生じるときは、事前に最高裁判所に書面をもって協議を行うこと。

7 その他

(1) 契約電力の超過及び停電にかかる割引については、契約者と協議の上決定する。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

(3) 非常用自家発電設備1台（500kVA）を有している。

(4) 時間毎の電気使用量データを電子メール等により毎月提出すること。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額、消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(6) この仕様書に定めのない事項については、最高裁判所の指示に従うものとする。

(別紙)

仕様書④

(最高裁判所和光別館で使用する電気)

1 概要

- (1) 需要場所 最高裁判所和光別館（埼玉県和光市南二丁目3番5号）
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式 交流3相3線式
- (2) 供給電圧（標準電圧）6,000V
- (3) 計量電圧（標準電圧）6,000V
- (4) 標準周波数 50Hz
- (5) 電気方式 2回線方式
- (6) 契約電力 常時電力 218kW
予備電力 218kW

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いざれか大きい値とする。

また、予備電力は、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。

- (7) 予定使用電力量 1,307,000kWh
- (8) 予定力率 100%（入札金額積算上の力率）
- (9) 月別予定使用電力量（kWh）

予定使用電力量	
令和2年4月	81,000 kWh
令和2年5月	105,000 kWh
令和2年6月	110,000 kWh
令和2年7月	104,000 kWh
令和2年8月	114,000 kWh
令和2年9月	109,000 kWh
令和2年10月	99,000 kWh
令和2年11月	111,000 kWh
令和2年12月	108,000 kWh
令和3年1月	113,000 kWh
令和3年2月	116,000 kWh
令和3年3月	137,000 kWh
契約期間使用量	1,307,000 kWh

3 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 電力量等の検針

(1) 自動検針装置 有

(2) 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(3) 計量器 電力需給用複合計器（通信機能付）

5 供給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

需要場所における最高裁判所和光別館の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と最高裁判所和光別館の開閉器電源側接続点

6 調達する電力の環境配慮条件

(1) 温室効果ガス排出削減の観点から、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式を採用する。

(2) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない場合は、参入日及び開示予定期（参入日から1年以内に限る。）を明示できること。

(3) (2)の開示方法（又は参入日及び開示予定期）を明示し、かつ、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の譲渡、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を評価して、70点以上であること。

(4) (1)の条件を満たした電力の供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(5) 供給電力について、契約期間中に(1)の適合条件の達成に影響のある施設変更等の事情が生じるときは、事前に発注者に書面をもって協議を行うこと。

7 その他

(1) 契約電力の超過及び停電にかかる割引については、発注者と協議の上決定する。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

(3) 非常用自家発電設備1台(625kVA)を有している。

(4) 電気使用量データを電子メール等により毎月提出すること。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額、消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(6) この仕様書に定めのない事項については、最高裁判所の指示に従うものとする。

(別表①)

最高裁判所で使用する電気

(税抜)

年 月	基本料金単価 (円／kW・月)	従量料金単価 (円／kWh)
令和2年4月	401.00	12.55
令和2年5月	401.00	12.55
令和2年6月	401.00	12.55
令和2年7月	401.00	13.47
令和2年8月	401.00	13.47
令和2年9月	401.00	13.47
令和2年10月	401.00	12.55
令和2年11月	401.00	12.55
令和2年12月	401.00	12.55
令和3年1月	401.00	12.55
令和3年2月	401.00	12.55
令和3年3月	401.00	12.55

(別表②)

司法研修所で使用する電気

(税抜)

年 月	基本料金単価 (円／kW・月)	従量料金単価 (円／kWh)
令和2年4月	707.00	12.90
令和2年5月	707.00	12.90
令和2年6月	707.00	12.90
令和2年7月	707.00	13.95
令和2年8月	707.00	13.95
令和2年9月	707.00	13.95
令和2年10月	707.00	12.90
令和2年11月	707.00	12.90
令和2年12月	707.00	12.90
令和3年1月	707.00	12.90
令和3年2月	707.00	12.90
令和3年3月	707.00	12.90

(別表③)

裁判所職員総合研修所で使用する電気

(税抜)

年 月	基本料金単価 (円／kW・月)	従量料金単価 (円／kWh)
令和2年4月	707.00	12.90
令和2年5月	707.00	12.90
令和2年6月	707.00	12.90
令和2年7月	707.00	13.95
令和2年8月	707.00	13.95
令和2年9月	707.00	13.95
令和2年10月	707.00	12.90
令和2年11月	707.00	12.90
令和2年12月	707.00	12.90
令和3年1月	707.00	12.90
令和3年2月	707.00	12.90
令和3年3月	707.00	12.90

(別表④)

最高裁判所和光別館で使用する電気

(税抜)

年 月	基本料金単価 (円／kW・月)	従量料金単価 (円／kWh)	予備線単価 (円／kW)
令和2年4月	707.00	12.90	78.00
令和2年5月	707.00	12.90	78.00
令和2年6月	707.00	12.90	78.00
令和2年7月	707.00	13.95	78.00
令和2年8月	707.00	13.95	78.00
令和2年9月	707.00	13.95	78.00
令和2年10月	707.00	12.90	78.00
令和2年11月	707.00	12.90	78.00
令和2年12月	707.00	12.90	78.00
令和3年1月	707.00	12.90	78.00
令和3年2月	707.00	12.90	78.00
令和3年3月	707.00	12.90	78.00

